

滋賀県社会福祉審議会委員募集

滋賀県では、県の社会福祉に関する事項について調査審議などを行う、滋賀県社会福祉審議会の委員を次のとおり募集します。

■応募資格

県内に居住または勤務し、年齢が18歳以上の方（令和5年7月1日現在）で、社会福祉に関心のある方。（ただし、県が設置している他の審議会等の委員を委嘱されている方を除く。）

■募集人員 2名以内

■任期 令和5年7月11日から令和8年7月10日まで（3年間）

■職務

- ・滋賀県社会福祉審議会に出席し、知事の諮問に応じて、社会福祉に関する事項について、県民の視点から幅広く意見を述べていただきます。

※滋賀県社会福祉審議会は、この公募で選ばれた委員と県議会議員、社会福祉事業従事者、学識経験者の委員（合計30名以内）で構成されます。

※審議会は年2回程度、平日に開催する予定で、会議に出席いただいた場合は、県規程に基づく報酬および交通費をお支払いします。

■応募方法（郵送・FAX・電子メールのいずれか）

次の書類に必要事項を記入の上、応募してください。

(1)滋賀県社会福祉審議会公募委員応募書（本紙裏面）

住所、氏名、性別、年齢、電話番号（自宅および携帯）、国・県・市町の審議会委員、モニター等の経験、社会福祉関係等の現在までの経験・活動状況

(2)次のテーマに関する800字程度にまとめた意見書

「地域共生社会の実現に向けた社会福祉施策に関する考え」

（様式は特に定めていませんので、原稿用紙や便せんなどを利用してください。電子メールによる応募の場合は、ワード（拡張子.docx以外のファイルはメール受信できません）またはテキスト形式で送付してください。なお、提出いただいた応募書と意見書は返却しません。）

■応募期限 令和5年5月19日（金）〈必着〉

■応募・問合せ先

滋賀県 健康医療福祉部 健康福祉政策課 企画調整係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

電話：077-528-3519（午前8:30～午後5:15、土日祝を除く）

FAX：077-528-4850 メールアドレス：ea0001@pref.shiga.lg.jp

※滋賀県ホームページより応募書様式のダウンロードが可能です。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/bosyuu/331213.html>)



滋賀県社会福祉審議会公募委員応募書

滋賀県社会福祉審議会公募委員に次のとおり応募します。

ふりがな		性別		年 齢	歳(R5.7.1現在)
氏 名					
住 所	〒 -	電 話	自 宅	-	-
			携 帯	-	-
応募資格	1 県内に居住 2 県内に勤務 (2の場合、勤務先の所在地)				

以下の項目については、差し支えない範囲で記入してください。

	名 称	期 間
国・県・市町の審議会委員、モニター等の経験		
	内 容	年月または期間
社会福祉関係等の現在までの経験・活動状況		

1 記入上の留意事項

- (1) 審議会には、協議会、懇話会などの名称のものを含みます。
- (2) 「社会福祉関係等の現在までの経験・活動状況」欄には、社会福祉に関する経歴・経験などを記入してください。そのほか、例えば、地域づくり、教育・学習、人権・男女共同参画等の活動歴などもあれば記入してください。

2 意見書の添付

本応募書とともに、「地域共生社会の実現に向けた社会福祉施策に関する考え」をテーマとした 800 字程度にまとめた意見書（様式自由）を添付してください。